

|           |      |       |
|-----------|------|-------|
| 京都大学防災研究所 | 正会員  | 河田 恵昭 |
| 京都大学防災研究所 | 正会員  | 林 春男  |
| 京都大学防災研究所 | 学生会員 | ○岡 靖之 |

### 1. はじめに

死者 6308 人の戦後最大の惨事となった阪神・淡路大震災は現在のわが国の災害対応における多くの問題点を露呈する結果となった。その中でも社会的課題に関わるソフト面、特に対策の基本となる法的な手続きの問題が大きかったといえる。そこで、本研究は阪神・淡路大震災時における災害対応を時系列的に分析して、その問題点を明らかにし、それに沿って現行の災害対策基本法の考察を行ったものである。

### 2. 災害対応の時系列的分析

まず、災害対策基本法を緊急度に応じて検証するために阪神・淡路大震災における災害対応を時系列的に分析する。具体的には各災害対応を要素項目として番号を振り、ISM 法を用いて前後関係の有無によって階層化を行い、有向グラフの形で表現するものである。その際、新聞記事に本来あるべき対応順序として明記されているもの、及び前後関係が明確なものは関係ありとした。その計算結果が図-1 である。これを見ると、ベクトルが複雑に入り組んでいることがわかる。このことは本大震災が随所に被害をもたらした複合型の災害であったことの証明に他ならない。次に、実際に災害対応がとられた日時によりこれらの項目を3種類に分類し、それぞれについて階層化を行った。特に、地震発生当日の災害対応について行ったものが図-2 である。図-1 と比較して、グラフから独立した要素や消滅した要素があることに気がつく。これはグラフから独立した要素の先行要素や消滅した要素が表す災害対応が地震発生当日にはなされなかったことを意味しており、それらの遅れが結果として全体の遅れにつながったといえるだろう。具体的には、交通手段の確保の遅れ、通信手段の確保の遅れが、阪神・淡路大震災の災害対応における最大の問題点であったといえる。

### 3. 災害対策基本法の検証

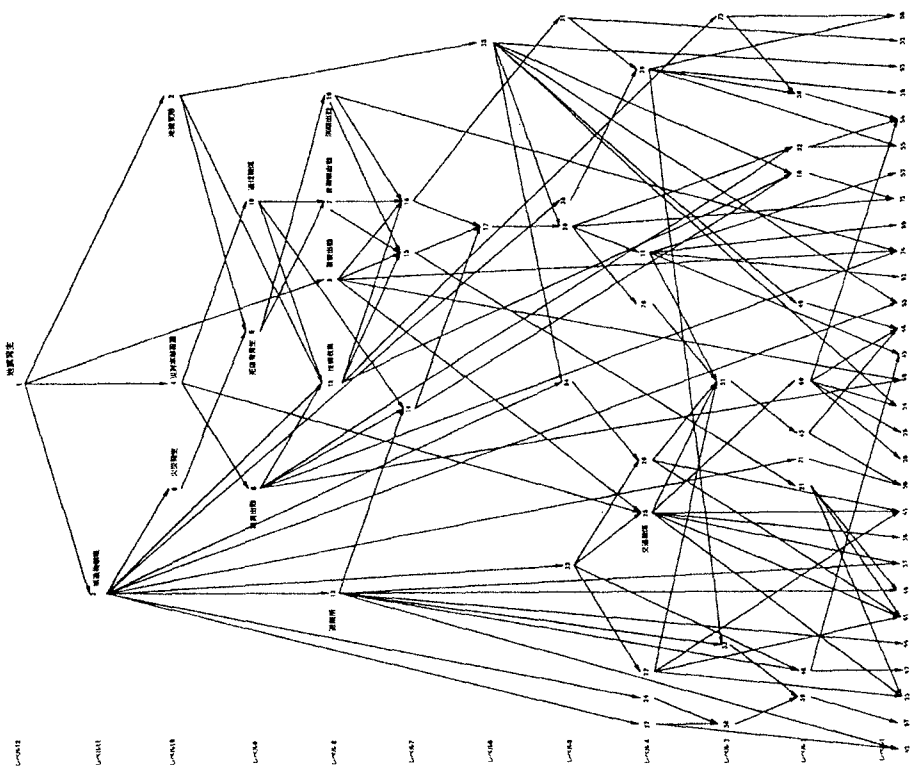
ここでは図-1 の有向グラフに沿って、各災害対応に関係する災害対策基本法、及び防災計画について検証を行い、その結果として以下の考察を得た。

- ①災害対策基本法はあくまでも基本法であり、その主旨とする範囲以上に詳細な規定をする事が必ずしも妥当とはいえず、その役割を持つ防災計画、災害救助法も災害対策基本法の一部と考えて、災害対応に関する法律の一本化を図るべきである。
- ②阪神・淡路大震災で明らかになった問題のうち、災害対策基本法の主旨に合うものに関しては、その中に於いて防災計画に規定することを明記することが望ましく、また、自衛隊の出動に関しては何らかの規定ができないか検討をすることが望ましいと考えられる。
- ③災害対策基本法の条文のうち、防災計画に規定すべき事柄についての部分は曖昧で解釈が困難な点もあり、表現自体の見直しが必要であると考えられる。

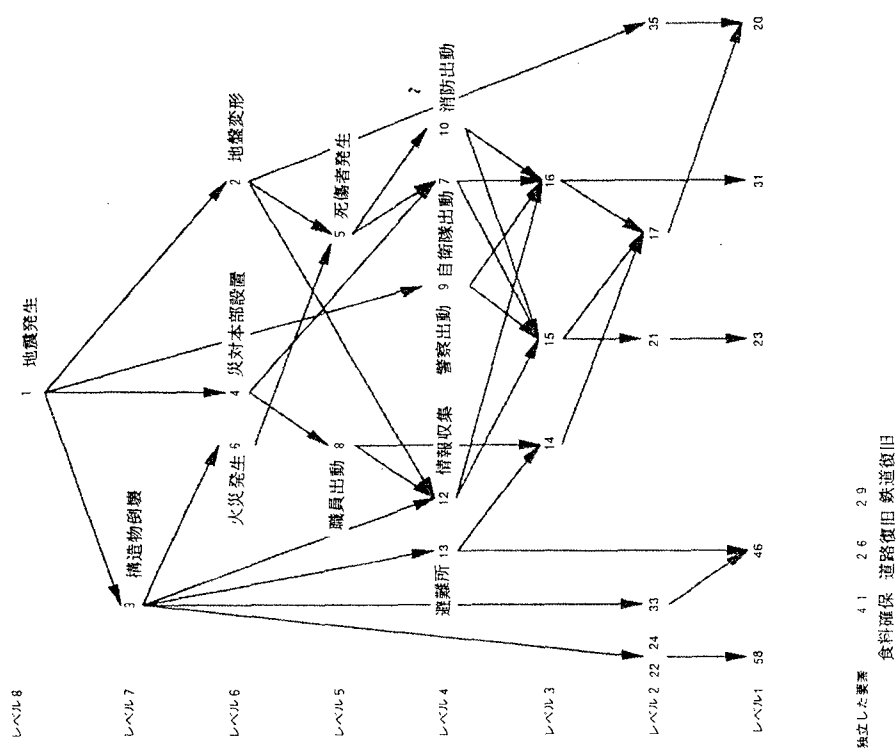
### 4. おわりに

大地震のような災害の被害を最小限にするためには、迅速かつ的確な災害対応が必要不可欠である。そのためには対応の拠り所となる法律や計画の整備が重要である。よって、逆に阪神・淡路大震災での災害対応の問題点を分析し、それらの視点から法律や計画を改善することは有効であるが、防災の分野としてはあまり研究が進んでおらず、今後充実させていく必要があるといえる。

Yosiaki Kawata, Haruo Hayasi, Yasuyuki Oka



図一 階層化グラフ



図二 発生当日だけを考えた階層化グラフ